

平成31年 第1回西予市議会定例会 総務常任委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 平成31年3月12日

1. 招 集 の 場 所 第1委員会室

1. 開 会 平成31年3月12日
午前 9時00分

1. 散 会 平成31年3月12日
午前10時54分

1. 出 席 委 員

1 番 宇都宮 久見子

2 番 信 宮 徹 也 (委員長)

10番 小 玉 忠 重

15番 二 宮 一 朗

16番 兵 頭 学

19番 森 川 一 義 (副委員長)

21番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 委 員

な し

説明のため出席した者の職氏名

消 防 長 佐 藤 克 也

消防総務課長 竹 田 明 夫

防 災 課 長 酒 井 広 一

会 計 管 理 者 山 口 正 人

会計課長補佐 板 倉 公 三

監査委員事務局 大 塚 清 志

議会事務局長 道 山 升 文

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 次 長 山 下 一 彦

1. 審 査 日 程 別紙のとおり

1. 審査に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

審 査 日 程	
1	議案第17号 西予市火災予防条例の一部を 改正する条例制定について
1	議案第33号 平成31年度 西予市一般会計予 算

本日の審査に付した事件	
1	議案第17号 西予市火災予防条例の一部を 改正する条例制定について
1	議案第33号 平成31年度 西予市一般会計予 算

会 議 の 経 過

開会 午前9時00分

【消防本部 消防総務課】

○信宮委員長

挨拶を行う。

○信宮委員長

それでは消防本部に代わりますので、佐藤消防長のほうに御挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

○佐藤消防長

挨拶を行う。

○信宮委員長

それでは、議案の審査に入ります。最初に議案第17号、西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について、担当課長の説明を求めます。

○酒井防災課長

それでは、議案第17号西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について御説明をいたします。議案書の43ページをお開きください。

今回の改正は消防法令違反のある建物を市のホームページ上に公表する制度を設けるものでございます。

現在、一定規模の建物には消防法の規定により、消火器などの消防用設備が必要になります。消防署では、定期的に建物に立ち入り、法令違反がないかチェックし、違反があった場合には管理者に対して指導することになりますが、法令上の手続きが済むまでは違反があることを、利用者に知らせることはありません。また、法令上の手続には数カ月が必要となります。このことから、利用者自らが建物の情報を入手して、建物の利用を判断できるように、総務省消防庁より本制度を開始するとの通知を受け、火災予防条例の改正を行うものでございます。

公表の対象となる建物は、飲食店、物品販売店舗、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの火災発生時に人命危険が高い建物が対象となります。また、公表の対象となる違反は、消防法令により建物に設置が義務づけられている消防用設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、または自動火災報知設備のいずれかが、消防法令に違反して設置されていない建物が対象となります。

先ほど申しました、違反の公表対象となる三つ

の消防用設備がどのような設備であるかについて簡単に概要説明をさせていただきますので、別添の資料をごらんください。

まず、屋内消火栓設備は、消防用ホース、簡先を使用して放水する消火設備で、主に初期から中期の火災を消火することを目的とした設備となります。次に、スプリンクラー設備は、火災の熱を感知して、自動的に建築物の天井、または小屋裏等に設けたスプリンクラーヘッドから水を散水させて消化する設備で、消火することはもちろんですが、避難する時間を長くする目的もございます。最後に、自動火災報知設備は、火災により発生する熱や煙を自動的に検知し、受信機音響装置を鳴動させて建物内に火災を知らせる設備となります。

これらの設備が未設置の建物における火災危険性を考慮し、当該設備の設置義務違反を公表の対象としております。さらに、公表する事項及び方法は、法令違反が認められた建物の名称、所在地、及び違反内容が西予市のホームページ上に公開され、広く利用者等に周知されることとなります。このように、違対象物に係る公表制度を実施することにより、危険な建物の情報を早い段階で利用者にお知らせできれば、火災の被害に巻き込まれる危険性を回避でき、消防法令違反の早期是正にもつながるものと考えているところでございます。

以上で、火災予防条例の改正についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○信宮委員長

酒井防災課長の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○兵頭委員

設置義務違反ということで、そういう施設を表示するということですが、その表示はどういった方法になるわけですか。広報に載せるとか。

○酒井防災課長

ただいまの御質問ですけど、市のホームページ上に公表するのみで、掲示等は特に考えておりません。

○兵頭委員

ホームページ見られる方の人数というのが、恐らく例えばですけど、西予市に住まわれとる方が

多いと思うんですけど、それだけで表示しましたというのが、どうかなと思うんですけど。そこら辺は消防庁のほうからそういう指示は来てないんでしょうか。

○酒井防災課長

この公表制度につきましては、広く全国の利用者に情報提供できることを目的としておりまして、特にホームページ以外には考えておりません。あわせて、消防署においても公表内容の閲覧等ができる体制を構築したいと考えております。

どうしてもリアルタイムに更新できる方法は、ホームページが1番ということでこのような制度となっております。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（9：06～9：06）

再開を告げる。

○信宮委員長

宇都宮委員。

○宇都宮久見子委員

そもそも今、市内にどれぐらいの違反があるものなんですか。

○酒井防災課長

2月1日現在なんですけど、今のところ10件が対象となっております。西予市内で。以上です。

○宇都宮久見子委員

10件に関しては、先ほど説明していただいた三つのどれかが、いけないってということですか。

○酒井防災課長

先ほど申しました10件に関しましては、全て自動火災報知設備の設置義務未設置ということでの違反となります。

○酒井委員

全国的にはどうなんですかね。

○酒井防災課長

全国的にはですね、現在のところは、この公表制度実施しているところは政令都市ということが今のところなんですけど、愛媛県においては松山市消防局がいち早くやってですね、あとは、大体足並みをそろえて県から消防本部がこの制度を実施するという流れとなっております。以上です。

○酒井委員

今、10件っていうのはあったんですが、ホームページ出すんだったらここを出しても構わないんじゃないですか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（9：08～9：13）

再開を告げる。

○信宮委員長

酒井防災課長

○酒井防災課長

現在のところ10件ございますけど、現在指導中で、今後公表を予定しております。

以上です。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第17号、西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：14～9：17）

再開を告げる。

○信宮委員長

次に、議案第33号、平成31年度西予市一般会計予算、消防本部消防総務課所管分につきまして、担当課長の説明を求めます。

○竹田消防総務課長

それでは議案第33号、平成31年度西予市一般会計予算につきまして、予算書に沿って消防本部所管分の説明をさせていただきます。予算書の12ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の歳出の部でございますが、9款消防費、本年度予算額24億8083万3000円、前年度予算額18億6302万8000円、前年度比較6億1780万5000円の増となっております。このうち消防本部所管分に係る額は3159万3000円の減となっております。財源内訳といたしまして、国庫支出金625万3000円、地方債14億3290万円、その他1202万2000円、一般財源が10億2965万8000円となっております。

続きまして、156ページをお開き願います。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費でございますが、本年度予算額7億3636万9000円、前年度予算額7億4163万9000円、前年度比較527万円の減となっております。この1目の常備消防費では、1番右

側の列、事業概要に示しています事業に分けて実施をしておりますので、事業ごとの説明をさせていただきます。

まず、常備消防管理運営事業2426万6000円でございますが、消防車両等の燃料費、消防庁舎の修繕費や光熱水費など、一般庶務に関する経費等を計上するものであります。

次に、常備消防車両維持管理事業335万6000円でございますが、消防車、救急車等20台の車両の車検10台、法定点検18台、修繕に要する経費を計上するものであります。

次に、消防職員教育研修事業764万1000円でございますが、消防業務に必要な資格、また知識や技術を習得するために必要な経費として、研修負担金、旅費等を計上するものであります。今年度は救急救命士2人、消防大学校2人、消防学校初任科1人、准救急科6人、そのほか専門課程に入校予定としております。

次に、八幡浜事務組合負担金事業1億7566万5000円でございますが、一般会計負担金、538万5000円、消防特別会計負担金1億7028万円を計上するものであります。

次に、消防吏員制服等貸与事業689万1000円でございますが、消防吏員や准救急隊員の制服、活動服、救助服、救急服等を順次更新するための経費を計上するものであります。

次に、消防通信施設維持管理事業720万1000円でございますが、消防無線や119番を受け付ける通信指令台の保守点検料、NTTなどの回線使用料及び修繕料などの費用を計上するものであります。

次に、消防活動業務事業782万2000円でございますが、消防活動や救助活動に使用するホースやロープなど、救急活動に使用する医薬品などの購入費、及び機械器具の修繕料や点検料などの維持管理費を計上するものであります。また、新たにレスキューボート等の水害対応用の資機材の購入を計上しております。

職員給与費につきましては本庁総務課の所管事務でございますので、説明を省かせていただきます。

続きまして、158ページをお開き願います。下段になりますが、2目非常備消防費、つまり消防団に係る費用でございますが、本年度予算額1億6671万2000円、前年度予算額1億7778万5000円、

前年度比1107万3000円の減となっております。非常備消防費につきましては、5つの事業に区分しております。右側の事業概要をごらんください。

消防施設整備費補助金事業50万円でございますが、消防団、自治会等が独自で行う軽微な消防施設の設置修繕等に対して、市が2分の1を補助する予算であります。

次に、非常備消防一般管理事業3695万円でございますが、主に消防団車両の車検、修繕料、燃料費及び機械器具の維持管理、活動服更新に係る経費などを計上するものであります。

次に、消防団管理運営事業費1億1311万7000円でございますが、主なものは消防団員の報酬、災害補償退職報償金組合負担金、消防団員福祉共済掛金、団員の出勤手当、及び危険手当、方面隊運営費、団員研修費などを計上するものであります。

次に、消防行事運営事業196万8000円でございますが、主なものは、消防出初式に関する経費及び全国女性消防操法大会に出場するチームに対する運営交付金を計上するものであります。職員給与費につきましては、同じように省略させていただきます。

続きまして160ページをお開き願います。3目消防施設費でございますが、本年度予算額1億6943万9000円、前年度予算額1億8468万9000円、前年度比較1525万円の減となっております。消防施設費につきましては、4つの事業に区分をしております。

右側の事業概要の概要をごらんください。

常備消防施設整備費事業5295万5000円でございますが、主なものといたしましては、消防車両更新計画に基づき、本署のポンプ自動車を更新するための費用を計上するものであります。財源の内訳は、過疎債などの市債を充てる予定としております。

次に、消防水利整備事業100万円でございますが、消火栓の設置や移設費用として、概算を計上するものであります。設置予定といたしましては、宇和町下松葉、それから多田詰所建設に伴う消火栓の移設となっております。

次に、消防団装備整備事業5832万4000円でございますが、これは老朽化している消防団装備を更新計画により更新するもので、消防ポンプ車1台、積載車2台、軽の積載車2台、小型動力ポン

プ1台を更新する事業費を計上するものであります。財源の一部は、緊急防災減災事業債などの市債を充てる予定としております。

次に、消防団施設整備事業5716万円でございますが、消防詰所新設工事が多田分団第2部、野村分団第5部の合計2カ所、これにおきましては平成30年度予算に計上しておりましたが、災害により延期となった2カ所でございます。耐震性貯水槽工事が明浜町狩浜地区、城川町下相地区の合計2カ所に整備する経費を計上するものであります。財源の一部は国庫補助金、緊急防災減災事業債、過疎債等を予定しております。

なお、161ページの4目災害対策費につきましては、危機管理課の所管事務でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、消防本部所管分の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○信宮委員長

竹田消防総務課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○二宮委員

消防団のポンプ車等の車検ですね。全部消防本部が掌握されておるのでしょうか。

○竹田消防総務課長

各方面隊の車両の車検については各方面隊、支所ですね、支所のほうが把握しております。それをまとめて予算に計上するのが本部でやっております。以上です。

○二宮委員

車検については入札なのか、随意というか、順番みたいな感じでやられよるのか、教えてください。

○竹田消防総務課長

車検については随意でその方面隊ごとに実施しております。以上です。

○二宮委員

もう一点別ですけども、この間ニュースで消火栓の収納箱から筒先ですかね、あれが何か盗難に遭ったというのがあったんですけど、当然かぎがかかってないと思うんですけども、西予市の中でそういう、以前金属が高いときとかにいろいろ、マンホールのふたとかもあったんですけども、西予市はそういう事例とか、それだけじゃなくてもほかの消防団施設、消防団普段無人なんで、盗難み

たいなものがあつたのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○竹田消防総務課長

西予市においても同じように盗難がありました。それ以降は詰所にかぎをかけるなどの措置をしております。以上です。

○小玉委員

非常備消防費ですが、前消防長にも言うたんですが、この間の出初式よいよ寒かったので、消防団員にですね防寒着なり、カップもないことですので、余裕ができたという言い方は悪いんですがどっか補助金を見つけてですね、整備していただいたらと思いますがお願いします。

○竹田消防総務課長

消防団の装備品につきましては、各方面隊に毎年要望をとっております。その中で要望のあるものをこちらのほうでまとめてまた、消防団の幹部会にかけまして、その都度購入するようにしておりますので、要望があれば購入する計画であります。以上です。

○宇都宮久見子委員

もう、お役御免になったその消防車とか救急車ってというのは、そのあとはもうどういう処理をされているのでしょうか。

○竹田消防総務課長

廃車になる消防車両等は、海外へ寄附さしているところもあります。全てがそうではありませんが。以上です。

○宇都宮久見子委員

先日テレビでみたんですけど、それを売りに、オークションとかに売りに出すみたいな、結構マニアの方とかが結構の金額で買われたりすることもあるとかいうのもテレビで見たんで、少しでもそういうので、全部じゃなくてももちろん寄附も必要やと思うんですけど、いろんな面で考えていただけたらと思います。

○酒井委員

災害対策費でこの一番大きな金額は、来年度の宇和地区の防災無線が入ってるんですけど、完成した時点で、情報推進課と市内のマイク放送の、調整をどこまで権限があつて、2回するかどこまでするかというのがあるんですけど。一番最初にやはり消防関係が1番最初にやはり権利を持つと思うんですよ。そのあたりの調整は、宇和ができましたら完全にもう西予市全市できるわけで、その

ときの調整をしっかりとやっていただきたいなと思います。生命財産を守るための消防署が第一義になると思います。一番、優先順位。そういうこともあって非常に今現在でも、いろいろ防災無線を通じていろんな放送をかけております。ただ、情報推進課にすると、これは災害用のやつを使っていると、使わしていただいているという考え方がやっぱりあるわけで、そしたらここまではだめ、今でもいろいろ議論がされているのは、聞こえないところもある一度聞いたところが次にもう一度何言ってるのかな、と聞きたいときに、2回放送にしてくれと、そして朝夕の放送にしてくれというような要望もあるわけですが、乗ってこないですよ。このあたりの調整は消防のほうから、やはり1番は消防署のほうで、優先順位もつわけで、そのあたりも含めて調整をする考え方はあります。

○佐藤消防長

防災行政無線につきましては本庁の危機管理課、議員おっしゃるように情報推進課あたりの運用規程に基づいて実施をしております、消防本部は消防団の招集のため、それから市民への周知のために、市のほうから依頼をされて、私どもの通信指令室に子機を設置するということでございます。

ですがうちから、消防本部から緊急の通報する場合には、もちろん消防本部が主導権を持って、その放送をする、サイレンを鳴らすわけでございますので、私らの判断っていうのは非常に重要なものになってくると思います。

ただ防災行政無線の運用規程に基づいてというところが基本的にありますので、そこは消防本部とそれから危機管理課、情報推進課なりが協議をした上で実施しなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○酒井委員

運用規定を、今のところ危機管理とそれから情報推進課と放送する内容にとって非常に判断が難しくなっているところがあるわけですよ。ですからそのところをやはり第一義は、生命財産災害があるわけで、ここのところの連携をしっかりとっていただかないと、何かしらこれ何のために放送するんだろう、というようなときもあれば、いろんな行事の放送もあります。このあたりを運用規定するときには、しっかりとやっていた

だきたいなと思うのと、やはり逆に言えば、情報推進なんかは、情報を市民に的確に正確に早く流す必要があるわけで、それについての運用規程につきましても、今度運用規程の会議が最終的にあると思います。まだ各旧町の市によって、多少運用の仕方が違うようでございますので現在、ですから消防署のほうは一緒だろうと思うんですけど。そのあたりも含めて、今度注意して防災無線の運用についてはやっていただきたいと思います。

○佐藤消防長

消防本部としましては災害情報、特に火災に係る災害情報を市内全域に十分に伝えられるように、市に対しても主張してまいりたいと思います。以上でございます。

○酒井委員

この防災無線が万が一南海地震なんかきたときに、三瓶明浜のほうは津波がある、そして山側に関しては山津波とか土砂崩れとか、そういうときあったときに、そういう連携を防災無線が何らかの形で使えるっていうのはやっぱり想定されているわけですか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。(9:39~9:40)

再開を告げる。

○佐藤消防長

災害情報の市民への伝達につきましては、いわゆるJ-ALERTを活用しまして、自動的に一斉に市民に配信するシステムがありますので、これの活用についても今後随時進んでいくというふうに思っております。以上でございます。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

○宇都宮久見子委員

ちょっと関連で教えていただきたいんですけど、よく病院とかはお医者さんとか看護師さんが不足しているっていうことなんですけど、消防士さんとか救急救命士の方とってっていうのは、人数は足りているんでしょうか。

○佐藤消防長

まず、救急救命士の数につきましては、当市ではつまり管理職以外の消防署員の中に、23名ほど必要であるというふうに考えております。現時点では23名ぎりぎりのところではございますが、順

次退職をしていかれる、そこの補充も要りますので、年間今のところは2名ずつ育成をしていかなければならない。その中で、今は救急救命士の専門学校がございまして、救急救命士の資格を持って入ってくれる子もおります。なかなか、この人材を確保するのは難しいところではあるんですけども、西予市にも何名か専門学校で資格を取って、入所してくれている子たちもいます。そういう意味では、今後とも救急救命士への入校費用の確保とかはしていかなければならないというふうに考えております。

それから、全体の職員数ということについては、当然今の69名定数がありまして、69名全員が今の満杯でございます。69名でやらなければならぬんですけども、しかし、4つの署所をそれぞれ運営していくについては、非常にぎりぎりの人数でございまして、休暇が取りにくいとかそういった状況ありますけれども、これ以上人数をふやすわけにはいかないというふうにも考えているところですので、何とか工夫をして、人員体制を整えてこの69名で西予市を守っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○宇都宮久見子委員

参考にお聞きするんですけど、今度4月から入られる新入職員の方は、何名くらいいらっしゃるんですか。

○竹田消防総務課長

来年度新採用者は1名となっております。これは1名退職ということで、1名としております。以上です。

○酒井委員

非常に私最近、明浜と城川の消防の新しい全国的に始めての取り組みもしたわけでございますけれども、現実には担当を兼任でやってるもんですから、私のところのほうも明浜で担当してる人が結構休まれてるんですよ、私どもがその人に用事があるときに。もともとが消防のほうに従事であって、本来の職務が主であるはずなんです。産業建設課でおるわけですけど、結構電話しますと、夜勤があったりいろいろ詰めていたりして、結構仕事の手薄になって連絡がとれないというようなことが結構あるんですが、初めての試みで非常に全国的に注目されてるんですけども、そのあたりはうまいこといってますか。

○佐藤消防長

現在のところ、市の職員が准救急隊を兼ねていただいている職員は6名おります。内2名は週に1回24時間勤務をしていただいております。あとの4人は、2週間に1回24時間勤務をしていただいております。ただ、1回の勤務が24時間でございますので、週のうちの2日分と、いうことになります。ですので、週1回の職員については、1週間5日勤務のうちの2日間は消防署にいるというふうになります。

なので、実際の主のその所属の勤務のほうは週に3日しかない、というところで非常に御迷惑をかけているところではあります。ただ、この准救急隊員の任期のほうを2年間というふうに限定しております、それがことし2年目になりますので、来年からはまた新しい准救急隊員になる。しかし、新しい准救急隊員の方々も同じように、週に2日は消防署の勤務になるというふうに考えなければなりません。

そういった意味では、非常に准救急隊員の方には、負担をかけているということと、それから市民の皆様にも御不便をかけているところがあるかもしれないけれども、一つ、オール西予で頑張っていくつもりでございますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○酒井委員

2年間で延長するわけにはいかないのかという点と、そして今やってる方々が、働き方改革の週の45時間、年間300の対応できるようにぎりぎりまではやれる方法はないんですか。

○佐藤消防長

任期を2年間で定めている理由の一つとして、先ほども議員おっしゃったように、何かの市民対応が必要なきにいないということがあってはならないということで、係長未満のクラスの職員を准救急隊員として任命することにしております。係長が週2回もいないということになると、非常に市民に御迷惑をかけるので、係長未満の方を対象に准救急隊員にしている、いうところが一点あります。その方が准救急隊員の方が係長になられるときには、これは准救急隊員から外さなければならないというところで、一応の2年という期限を定めておりまして、そういう場合でなければ3年目もないことはない、というふうには考えております。また、働き方改革でというところでご

ございますけれども、週40時間の中で調整をするしかなのかなというふうには考えております。以上です。

○酒井委員

全国でも珍しいんですが、全国でこれで追隨してるところがあるのかということと、それから、1番最初に消防庁総務省のほうにこれをお願いしたときよりも、結局、人員が1人ふえてるんですよ、1番最初をお願いしたときよりも。結局それを、1番最初をお願いした人員のことの、消防庁総務省、管轄が消防庁か総務省になると思うんですが、どちらかにまた最初のような緩和にしてもらわないと支障が出るような気がするんですけども、そういう動きはやられてますか。

○佐藤消防長

まず、この准救急隊の制度を全国に広がっているかということなんですけれども、県内からも非常に興味のある話が私のところに来まして、どうやったらいいんだというところの問い合わせはいろいろあります。ただ、これを実際にやっていると今は今のところないと思います。全国のほうから、さまざまところから問い合わせが来ます。しかし、現時点でまだやっているという話は聞いておりません。

それから、この普及については、これの担当が内閣府の地方分権改革室というところが主管で、このことをやっておられるんですけども、そのほうがいろいろと工夫をして、広報をしていたいておりまして、各種メディアのほうでも取り上げていただいて、いろいろと広報はしていただいているといったところでございます。

2点目、もともとこの准救急隊の制度というのを内閣府に提案したのは、委員おっしゃられるとおり、現在の3名の救急隊員の乗車規則を2名にしてくれということが基本にございました。しかし、2名での搬送はどうしても事故のもとになるということで、2名ではだめだけれども、うち1人は准救急隊員でいいよと、いう回答があったというところでこれを活用したというところでございます。

今後これをまたその2名にどうしてもやっていただきたいということについては、現在のところはできないのかな、というふうに思っています。以上でございます。

(委員長交代)

○信宮委員

消防団のことについてお伺いしたいんですが、西予市の消防団定数が1,800何人ですかね条例の定数が、ちょっとはつきり覚えてないんですけど、それだけたくさんいらっしゃる中で、やはりどこも高齢化になってきてやめたくてもやめられない方もいらっしゃると思うんですが、消防団歴が30年以上の方が多分いらっしゃると思うんですけども、その方がどれぐらいいるのかなと思っておりましてお伺いしたいと思います。

○竹田消防総務課長

現在の30年以上の団員なんですが、関係書類を今持ち合わせておりませんので、確認させていただき改めて報告させていただきます。

○信宮委員

多分恐らく団歴30年以上の方もいらっしゃると思いますんで、はっきりした数ではなくて、申し上げたいのは消防団退職金制度がありますよね。あれがですね、30年が多分頭打ちになって思うんです。退職金の支給が団歴5年からもらって、5年10年15年20年30年で頭打ちになりますので、30年以上団歴をされている方は30年以上、何年やっても、退職金が多分同額になると思いますんで、僕ら普通考えるには、長いことやってれば班長部長は多分経験してると思いますので、その方で、団歴掛ける2万円ぐらいかなと思ってるんですが、30年やれば大体60万円ぐらいかなと思うんですけども、それ以上40年やっても金額が変わらないということで、30年の頭打ちを今の時代35年40年ぐらいまで延ばしたほうがいいんじゃないかと思うので、発言をさせていただきました。

○佐藤消防長

確かにですね、団歴30年で頭打ちの制度というのはこれ政令で定められておりまして、これを動かすことはできないんですけども、これに西予市独自で上積み制度を実は設けておりまして、条例で出るお金はおっしゃるように60万円やったら60万円まで、それにプラス年間何万円かというところを上積みして出す制度を設けて、特に私どものような、西予市のような消防団歴が長くて、年をとっても働いてもらわなければならない人のためにということで制度改正をしたというところでございます。

(委員長交代)

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第33号、平成31年度西予市一般会計予算消防本部消防総務課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：55～10：05）

再開を告げる。

【会計課】

○信宮委員長

次に会計課に変わります。最初に山口会計管理者に御挨拶をちょうだいしたいと思います。

○山口会計管理者

挨拶を行う。

○信宮委員長

それではただいまより議案の審査に移ります。

それでは、議案第33号、平成31年度西予市一般会計予算、会計課所管分につきまして、担当課長の説明を求めます。

○板倉会計課長補佐

それでは議案第33号、平成31年度西予市一般会計予算につきまして、会計課所管分の御説明を申し上げます。

まず、歳出の部からです。予算書の52ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費です。本年度予算5797万5000円、前年度予算5561万7000円、前年度対比は235万8000円の増となっております。本年度予算額増額の主な理由でございますが、出納事業の増額によるものです。正職員の産休に伴います嘱託代替職員の賃金の増額によるものです。

事業別で見ますと、事業概要欄の出納事業から、職員給与費（会計管理費）までの4事業の各予算額のとおりです。

次53ページでございますが、次に節区分で御説明申し上げます。2節、給料2276万1000円、職員6名分の給与費です。なお、6名分には育休、産休の職員分を含んでおりますが、6月補正で減額を行います。3節職員手当等、2027万7000円ですが、内訳は扶養手当以下の各手当等となっております。4節共済費794万4000円、職職員共済組合負

担金と臨時職員の社会保険料となっております。7節賃金398万2000円、臨時雇2名分の賃金です。11節需用費87万6000円、このうち印刷製本費では、主に決算書と口座振替通知書の印刷費となっております。12節役務費164万7000円、口座振替通知書源泉徴収票等の郵便代でございます。14節使用料及び賃借料48万8000円、公共料金の自動口座振り替え払いにかかる使用料とコピー使用料でございます。

次に、歳入の部を御説明させていただきます。予算書の37ページをお開きください。

19款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子につきまして、本年度予算額25万6000円に対し、前年度予算額23万9000円、前年度対比1万7000円の増となっております。内訳は、説明欄の歳計現金預金利子25万5000円と、歳計外現金預金利子1000円となっております。

次に、40ページをお開きください。19款諸収入、5項雑入、4目雑入、2節総務費雑入のうち、説明欄の県証紙売捌手数料でございますが、本年度予算6万8000円となっております。手数料額は販売額の3.24%をかけたものであります。

以上が会計課所管の歳入予算となります。

なお、お配りいたしました予算審査資料につきましては、先ほどの事務事業別に事業内容予算額等を一覧としておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、会計課所管分につきましての説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○信宮委員長

板倉課長補佐の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

○酒井委員

短期で借入する場合、資金不足になったときに、現在は第1次資力がJ A東宇和ですか。借入もJ A東宇和でやられるんですか、市中銀行でやられるんですか、どちらでやられるんですか。

○板倉課長補佐

資金不足時における借り入れでございますが、指定金融機関のJ A東宇和のほうで行っております。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

○酒井委員

県下でJAのところは、市の中では西予市だけなんです。そこに対しての三瓶町が西宇和なんで、そのあたりの弊害とかそういうことは感じられることはないですか。ほとんどのところは市中銀行のほうがやりやすいというような各他の自治体からは聞くんですけども、そのあたりはございませんか。スムーズな形で行っておられますか、不便になったこととか、そして西宇和の三瓶町の問題もありましょうし、そういうことを感じられることはありませんか。

○山口会計管理者

今言われましたように、確かに指定金融機関で農協JAを使っておりますのは、現在単独では、うちだけでございます。議員が言われましたように、指定金で不都合とか不具合はないかという御質問でございますけれども、今のところ、もうずっと続いております金融事業につきましては、大した支障はないという状況でございます。ただほかの自治体も先ほど議員も言われましたように、隔年で指定金を替えるとか、そういうこともやりつつあるという状況もございますので、市長のほうからもその辺ちょっと勉強してみんか、とかいう言葉をいただいておりますので、今、現在またそういうところも考えておる自治体もございますので、勉強しながら、今後どういう方向に向けるか、農協の合併のこともございますので、それも含めて今研究中でございます。現在は先ほど申しましたように支障はない状況でございます。以上です。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

○二宮委員

西予市の中のお金を扱う部門というか、経理も含めてですけども、財政とか監査とかもあるんですけども、そことの情報交換とかというのは年間的にどのぐらいされとるのかなと思うんですけど。

○山口会計管理者

特段決まったような協議とかいうことはないんですけども、常に財政部門とはタイアップしておりますし、伝票関係も財務出張所でございますので基本的に扱いは財政課が扱ってうちが処理をするという形でございますので、予算とか特に流用関係とかお金の動きですね、そういうときは連携してやっておりますので間違いなくやっております。

す。以上です。

○信宮委員長

ほかに質疑ありますか。ないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第33号、平成31年度西予市一般会計予算会計課所管分につきましては、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(10:17~10:22)

再開を告げる。

【監査委員事務局】

○信宮委員長

次に、議案第33号、平成31年度西予市一般会計予算、監査委員事務局所管分につきましては、担当局長の説明を求めます。

○大塚監査委員事務局長

それでは、監査委員事務局から平成31年度一般会計当初予算案のうち、歳出の2款総務費、6項1目監査委員費につきまして御説明申し上げます。

予算書の71ページをお開きください。平成31年度も地方自治法で定められました市の行財政事務の監査や、現金出納検査、決算審査などに必要な経費を計上させていただいております。なお、例年恒常的な予算内容でございますので、詳細な説明の省略をお許し願います。

本年度の予算総額は1812万3000円で、前年比で69万8000円の減となっております。これは主に職員手当等の減によるものでございます。事業別の内訳として、右端の事業概要の欄でございますが、まず、監査委員事務局庶務事業が226万5000円で、前年比で3万2000円の減となっております。これは主に、研修会開催地の変動による旅費の減少によるものでございます。内訳としまして、監査委員2名の委員報酬194万8000円、研修会参加のための旅費26万5000円、消耗品費3万1000円、通信運搬費2000円、コピー使用料1万9000円でございます。

次に、住民監査請求事業であります。通信運搬費が2000円で前年度と同額であります。

続いて、監査委員会等負担金事業ですが、3万5000円でこれも前年度と同額であります。これは

愛媛県、西日本、全国それぞれ都市監査委員会が組織されており、各団体が主催する総会研修会へ参加するための負担金でございます。

最後に、総務課の所管ではありますが、職員給与費が1582万1000円で、前年比で66万6000円の減となっております。これは主に手当等の減によるものでございます。内訳としましては給料763万9000円、72ページになりますが職員手当等586万4000円、共済費231万8000円となっております。

以上で平成31年度一般会計当初予算、監査委員についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

大塚局長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑はございませんか。

それではないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第33号、平成31年度西予市一般会計予算、監査委員事務局所管分につきまして原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（10：27～10：36）再開を告げる。

○信宮委員長

議会事務局長の挨拶を求めます。

○道山議会事務局長

挨拶を行う。

○信宮委員長

それでは議案の審査に入ります。

議案第33号、平成31年度西予市一般会計予算、議会事務局所管分につきまして道山局長の説明を求めます。

○道山議会事務局長

それでは議案第33号、平成31年度西予市一般会計予算のうち議会事務局所管分について御説明いたします。予算書のほうは46ページから48ページになります。

まず46ページをお開き願ったと思います。まず、歳出について御説明をいたします。

議会事務局所管の事務事業は予算書の右側の事

業概要欄に記載の、職員給与費を除く、六つの事業であります。議会事務庶務事業、それから議会運営事業、議長交際事業、政務活動費事業、議長車運行管理事業、委員会事業この6つとなっております。

全体の予算ですが職員給与費を除きまして1億5773万5000円、前年度と比較しましたように21万3000円の増となっております。その主な要因は議会運営事業で、議員期末手当が昨年の国の人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じた支給月数の改正により、また議場システム定期点検委託料を今年度新規に計上したことによりまして増額となっております。

それでは、事務事業別に内容を御説明いたします。初めに、議会事務庶務事業でございますが、議会費内のいずれの事務事業に属さない庶務的事业を行うもので、事業費のほうは91万5000円であります。対前年度6万2000円の減となっております。事業費の主なものについて御説明をいたします。まず9節旅費ですが17万7000円、これは事務局職員に係ります協議会や研修会等への出席の旅費であります。次に11節需用費ですが45万3000円、新聞代、コピー用紙他消耗品代、それから来客用のお茶菓子代、それから正副議長の名刺の印刷代等であります。次に12節役務費ですが12万円、郵便料、電話料の通信運搬料であります。14節使用料及び賃借料ですが11万1000円、出張時における公用車にかかります駐車場使用料、及びコピーの使用料であります。

次に議会運営事業ですが、議会運営全般に係るもので、議員21名の人件費それから定例会、臨時会、各常任委員会、議会運営委員会など、また全国、愛媛県とか市議会議長会、各議員連盟等に関する事業等も含まれておりまして、事業費のほうは1億4570万9000円であります。対前年度32万1000円の増となっております。その要因は冒頭に御説明したとおり、議員期末手当の支給月数の改正により、また議場のシステム定期点検の委託料を今年度新規に計上したものによるものであります。事業費の主なものですが、まず1節報酬8309万円、議員21名に係る報酬であります。次に3節職員手当等2667万4000円、議員21名に係る6月期及び12月期における議員期末手当であります。これは先ほどから申し上げております、人事院勧告は愛媛県人事委員会の勧告に準じた支給月

数が改正になりまして、3.30から3.35、0.05増えたことによりまして対前年度比79万6000円の増となっております。

6月期の支給月数は1.67、12月が1.67となっております。次に4節共済費ですが、2979万1000円、議員21名にかかわる議員共済会負担金、及び議員公務災害補償組合負担金であります。なお、議員共済会への負担金の掛け率のほうが昨年度より、昨年度は100分の38.2でありましたが、平成31年度は100分の36.9と、100分の1.3低くなっている関係で104万8000円の減となっております。次に9節旅費ですが124万1000円、正副議長及び随行職員に係る市議会議長会、議員連盟等への出席の旅費であります。続きまして13節委託料ですが58万3000円、これは新規に今年度計上させていただいております。議場システムのほうですが、本庁舎が平成23年に建設されまして、その当時に導入してから8年目になります。これまでも幾度か不具合が生じまして、部分的応急修理で対応してきましたが、今後突発的な不具合によりまして、本会議における記録のほうが取れなくなるという最悪な状況を回避するため、今年度新規に議場システムの定期点検委託料58万3000円を計上するものであります。点検のほうは年1回であります。点検料には点検時に確認された現場で修理可能な軽微な手直し等の作業を含んでおります。次に14節使用料及び賃借料ですが、173万円。これは議会の会議システム、サイドボックスそれからグループウェア、サイボウズオフィス、それから会議録作成システムの使用料であります。会議システム、サイドボックスのほうは年間39万3000円、グループウェア、サイボウズオフィスが16万9958円、会議録作成システムのほうが三つのライセンスを取得というか、ありまして金額のほうは116万6400円となっております。続きまして、備品購入費ですが95万2000円、これは平成31年度に更新をいたしました議員用のタブレット21台の購入費であります。支払い方法は24回の分割払いで、1回あたりの支払い金額は21台で約8万円になります。次に19節負担金補助及び交付金97万9000円ですが、市議会議長会、議員連盟等に係る負担金であります。

続きまして議長交際事業ですが、議会及び議長が対外的に活用するために必要な外部との交際を要する事業で事業費のほうは73万円、前年度と同

額であります。事業費の内訳ですが10節の交際費70万円、前年度と同額であります。年間を通しました、議長の交際費であります。そのほか役務費広告料といたしまして3万円を計上しております。

次に、政務活動費事業ですが、市政に関する調査研究に資するために必要な、経費の一部としてしまして、会派または議員に対し補助金として交付する事業で、事業費のほうは252万円、前年度と同額となっております。議員1人当たり月額1万円を年2回に分けて支払い、年度末におきまして収支報告書に基づき支出内容のほうを確認しております。

次に、議長車運行管理事業ですが、議長等の出張移動に係る議長公用車の運転業務、及び公用車の管理業務を行うもので、事業費は25万5000円となっております。対前年度を9万3000円の減となっております。これは昨年度、車検の年でありまして今年度車検ございませんので減となっております。事業費の主なものは11節需用費が7万6000円これはタイヤ等の消耗品、あと燃料修繕料等でございます。14節使用料及び賃借料15万円ですが、議長出張時の有料道路通行料及び駐車場の使用料等であります。

最後に委員会事業であります。総務・厚生・産業建設の3常任委員会における所管事項及び議会運営委員会における議会の運営に関する事項等について、また平成29年6月22日に設置いたしました、西予市地域防災体制特別委員会における今後の防災体制のあり方について専門的知識を深めるための先進的自治体等への視察研修を行うものであります。また西予市議会基本条例で定める情報公開と市民参加を促すとともに、議会の取り組みを随時市民に伝えるため年4回発行する議会だよりに関する事業を行うものであります。事業費は760万6000円で、対前年度4万7000円の増となっております。事業費の主なものですが9節旅費が433万6000円、これは3常任委員会、それから議会運営委員会、西予市地域防災体制特別委員会及び議会だより編集委員会の行政視察に係る議員の費用弁償、それから随行職員の普通旅費で議会だより編集委員会につきましては、1人当たり6万5000円、その他につきましては1人当たり8万5000円を計上しております。次が11節需用費164万円、これは議会だよりの印刷製本費で1冊

20ページの1回当たり1万7900部の4回分であります。次に14節使用料及び賃借料151万8000円ですが、3常任委員会、議会運営委員会、地域防災体制特別委員会、及び議会だより編集委員会の行政視察に係る車の借上料であります。借上料につきましては運行時間によりますものと走行距離によるものをそれぞれで積算いたしました額の合計額となっております。

次に歳入について御説明いたします。39ページのほうをお開きください。議会事務局所管の歳入につきましては19款5項4目雑入で1節の議会費雑入のみとなっております。予算額のほうは45万4000円であります。その内訳ですがコピー使用料これ2万3000円ですが、議員及び会派からのコピーの使用料であります。単価のほうはモノクロが1枚20円カラー1枚200円ファクスのほうが1枚10円となっております。電話料が42万8000円、これは議員21名分のタブレット端末の通信料の個人負担であります。通信料等の3分の1月額1人当たりで1,700円となっております。

最後に雑入3,000円ではありますが、愛媛県市町総合事務組合議会への出席の高速道路の通行料であります。片道1,860円の2回往復分としまして3,720円、予算額の3,000円を予算計上しております。以上で議会事務局所管分の説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

道山局長の説明が終わりました。

これより審査に移ります。質疑はありますか。

○二宮委員

今説明にもあった議場システム、また会議録の作成システムと大分よくなって、便利になったなと思うんですけども、今情報公開とか、ホームページの見直しとかも進んできた中で、一番思うのがよそと違うというか、あったらいいなと思うのが、会議録の検索システムなんですよ。よそのホームページを見ると、町の議会でも結構それを導入しているところがあって、議員名とかそういう一つの項目を入れたらヒットするような、そうすると議員がどういう発言をしたかというのが分かったら、そういうのをちょっと研究していただいて、早急に入れてもらえるように、ちょっと努力していただいたらなと思うんですが、要望として。

○道山局長

御提案いただきありがとうございます。

今ほどのホームページ上の多分検索システムかと思われるんですけど、これまでも議会事務局内部で一応検討のほうはしてきたんですけど、具体的に進んでない状態であります。ホームページ上でありますので、これまた情報推進課のほうと協議しまして、実際可能なのか。今のホームページのシステム上に幾らかの追加、そこら辺をちょっと協議いたしまして、ある程度の金額で得できるのであればその辺は前向きに検討したいと思います。以上です。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

ないようでありますので、以上で質疑を終結いたしますお諮りをいたします。

議案第33号、平成30年度西予市一般会計予算、議会事務局所管分につきましては原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員によりまして、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして全ての議案の審査が終了いたしました。

これにて散会をしたいと思います。

○森川副委員長

以上で平成31年第1回定例会総務常任委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

散会：午前10時54分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

【署名】委員長：